広報
# おおふなと　臨時号⑨
平成23年４月19日
編集・発行／大船渡市企画政策部秘書広聴課
〒022-8501　岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15
（☎㉗3111／FAX㉖4477）

## 被災住宅の応急修理を実施しています

被災住宅の応急修理は、半壊以上の被害を受けた住宅について、屋根や外壁、基礎などの修理、ドアや窓などの開口部の修理、上下水道、電気などの配管、配線の修理、衛生設備の修理など、日常生活に必要な最小限の部分を市が費用を負担し、応急的に修理するものです。

１世帯当たりの修理に要する費用の限度額は、52万円となります（52万円を超える費用は自己負担）。

手続き方法など、詳しい内容はお問い合わせください。随時ご相談にも応じています。

▷**対象**＝次のすべての要件に該当する人
・半壊または大規模半壊の被害を受けた人
・避難所などで避難生活を送っている人で、応急修理を行うことにより、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる人
・応急仮設住宅（民間の賃貸住宅を含む）を利用しない人
※このほか所得要件があります（大規模半壊以上の住宅被害を受けた人を除く）。

▷**問い合わせ先**＝市役所都市計画課

### ■避難所での防火対策にご協力をお願いします

火災の発生を防ぐため、各避難所では次の点にご協力をお願いします。

①設置されている消防用設備を点検し、機能を維持する。
②関係者や自主防災組織などで、応急的な消火、通報、避難誘導などの役割を決めておく。
③高齢者や障がいのある人の人数、就寝場所などの状況を把握しておく。
④消火器や水バケツは、常に十分な数を用意しておく。
※不足している場合は、市役所までご連絡ください。
⑤関係者や自主防災組織などで、定期的に巡回を実施する。
⑥避難者の就寝場所は禁煙とし、屋外でたばこを吸う場合でも、場所を決めて、吸いがらを不燃性の容器に入れる。
⑦避難者の就寝場所では、石油ストーブを使用しないようにする。やむを得ず使用する場合は、置く場所を決めて、衣類や寝具などの燃えやすいものから十分離して使用する。
⑧避難者の就寝場所では、コンロを使用しないようにする。
⑨避難のための通路を確保し、出入り口はかぎをかけないようにする。

### ■あしなが奨学金、給付金のお知らせ

あしなが育英会では、「東日本大地震・津波」緊急措置を実施しています。

**○特例あしなが奨学金（無利子貸与）**

▷**奨学金の額（月額）**
・高校奨学金＝国公立高校生：25,000円、私立高校生：30,000円／大学奨学金＝一般：40,000円、特別：50,000円／専修・各種学校奨学金＝40,000円／大学院奨学金＝80,000円

▷**返還**＝卒業して半年後から、20年以内で無利子返済

**○特別一時金（返済不要）**

▷**対象**＝東日本大地震・津波で保護者が死亡、行方不明、著しい後遺障がいを負い、申請時に①未就学児②小中学生③高校生④大学、専修・各種学校、大学院に在学している人

▷**給付金額**＝未就学児：10万円／小中学生：20万円／高校生：30万円／大学、専修・各種学校、大学院生：40万円

▷**申込締切日**＝平成24年３月10日
※詳しい内容などはお問い合わせください。
※震災により親を亡くしたお子さんの心のケア活動も毎月実施する予定です。

▷**問い合わせ先**
あしなが育英会【☎0120-77-8565（フリーダイヤル）／☎03-3221-0888】